

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月12日
更別村長

市町村名 (市町村コード)	更別村 (016390)
地域名 (地域内農業集落名)	勢雄区 (勢雄区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

本地域では、地域の中心となる経営体のすべてが認定農業者であり、個々の経営改善計画に基づき経営改善を進めることにより、地域農業の持続的な発展を目指す。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

地域農業は土地利用型の経営形態で、小麦、馬鈴薯、甜菜、豆類、生乳、肉用牛を主に生産している。近年、野菜の導入など、既存作物と組み合わせた複合化を目指す取り組みも広がっている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,457 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,457 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

地域の情勢や出し手・担い手の要望等を集約し、必要に応じて農用地の集積や集団化の取組を行なう。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

地域の情勢や出し手・担い手の要望等を集約し、必要に応じて農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

地域の情勢や要望等を集約し、必要に応じて事業を活用する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域の情勢や要望等を集約し、村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の情勢や出し手・担い手の要望等を集約し、必要に応じてサービス等を活用する。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④短地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカなどの被害が拡大しないよう、防止柵などを設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる連絡体制を構築する。
- ②肥料高騰による営農への影響を緩和するため、土壌診断等により減肥料に努める。
- ③自動操舵システムなどのICT技術の導入により省力化に努める。
- ④畑作農家で生産された飼料作物を村内の畜産農家へ供給する仕組みを構築する。